

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月21日

【会社名】 株式会社クボタ

【英訳名】 KUBOTA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 益本康男

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役員企画本部長 木村茂

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

【縦覧に供する場所】 株式会社クボタ 本社阪神事務所
(兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号)

株式会社クボタ 東京本社
(東京都中央区日本橋室町三丁目1番3号)

株式会社クボタ 中部支社
(名古屋市中村区名駅三丁目22番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の経営者は、1934年米国証券取引法13a - 15(f)で定義されている財務報告に係る適切な内部統制を構築及び維持する責任を有しております。

当社の内部統制制度は、財務諸表の作成及び表示の適正性に関し経営者及び取締役会に合理的な保証を提供するよう整備されております。

財務報告に係る内部統制は、いかに整備されている状態であっても固有の限界を有します。従って、財務報告に係る内部統制が有効であると判断された場合であっても、財務諸表の作成及び表示に係る合理的な保証を提供するに留まるものとなります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

経営者は、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制 - 統合的枠組み」に定められた要件に基づき、当社の平成25年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の有効性についての評価を行いました。

3 【評価結果に関する事項】

この評価により、経営者は当社の財務報告に係る内部統制が平成25年3月31日時点で有効に機能していると結論付けました。

当社の独立登録監査人である有限責任監査法人トーマツは、当社の財務報告に係る内部統制についての監査報告書を発行いたしました。監査報告書は有価証券報告書に添付されております。

4 【付記事項】

当社は、米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社であるため、米国証券取引法において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に則り、財務報告に係る内部統制の有効性についての評価を行いました。

我が国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法との主要な相違点は以下の通りです。

1. 米国証券取引法による要請では、財務報告に係る内部統制として、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを評価の対象としております。
2. 米国証券取引法による要請では、持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制については評価の対象としておりません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。